

令和 7 年

第 11 回新温泉町教育委員会会議議事録

(令和 7 年 1 月 27 日開催)

新温泉町教育委員会

令和7年第1回新温泉町教育委員会議事録

- 1 日 時 令和7年1月27日（木）午前9時15分～午前11時00分
- 2 場 所 浜坂多目的集会施設 小会議室
- 3 出席者 森田教育長
(委 員) 宮口教育長職務代理者、村尾教育委員、田中教育委員
(事務局) 朝野こども教育課長、樹岡こども教育課参事、中尾生涯教育課長、桶本
こども教育課課長補佐
- 4 会議録署名委員 村尾教育委員、田中教育委員
- 5 傍聴者 0人
- 6 議 事
 - 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名委員の指名
 - 日程第3 前回会議録の承認
 - 日程第4 教育長職務代理者の指名について
 - 日程第5 教育長報告及び所管事務報告
 - 日程第6 新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部改正について
 - 日程第7 新温泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める條
例の制定について
 - 日程第8 新温泉町立認定こども園管理規則の一部改正について
 - 日程第9 その他 次回新温泉町教育委員会日程について

***** 開会 午前9時15分 *****

○森田教育長 皆さん、おはようございます。まず、宮口職務代理へ感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。宮口職務代理におかれましては、平成29年から2期8年の長期にわたり、職務代理者として教育委員会でご助言をいただきました。本当に支えていただきました8年間で、感謝の気持ちが絶えません。ありがとうございました。
教育委員という仕事もしながら、学校には絵の指導で入っていました。また、

地区にもいろんな役を持っておられますので、まだまだ身が引けないところではござりますけども、お体にはご自愛いただきまして、今後もご活躍いただけたらと思います。本当に8年間ありがとうございました。

さて、11月に学校訪問の後半ということで、小・中学校を4校回っていただきました。先日、校園長会でも話しをしましたが、中学校の授業が良い方向に変わってきたなと思いました。浜坂中学校ではＩＣＴがかなり使われており、その使い方も探求や調べ学習で使ったりしていました。また、話し合い活動は両校で出てきており、夢が丘中学校では、目当てが明確に表示されていて、生徒との人間関係も非常にいいような印象を受けました。

11月18日に夢が丘中学校を会場にして、但馬中学校理科教育研究大会があり、嶋教諭が公開授業をされており、ぜひ見たかったので行かせていただきました。

教材研究をしっかりされており、授業準備もしっかりできていましたので、授業中の生徒との人間関係も非常によく取られていました。また、授業内容も教師主導ではなく、生徒が実験を繰り返して行い、自分で学び自分で発見していくというような授業でした。但馬から約40名の参加者があり、非常にいい評価をいただき大変うれしく思いました。

実は、全国学力・学習状況調査の結果でも、理科に関しましては授業がよく分かる、理科が好きというポイントが全国のポイントをはるかに上回っている結果でしたので、日々の授業が生徒のやる気を起こさせ、次への学びを築いているということを改めて考えさせられました。

では、会議をこれから始めてまいります。よろしくお願ひいたします。

それでは、日程に沿いまして進めさせていただきます。

日程第1、会期の決定です。11月27日、12時までの一日間でお願いします。

日程第2、会議録の署名委員の指名です。村尾委員と田中委員にお願いします。

日程第3、前回会議録の承認です。宮口教育長職務代理者、お願いします。

○宮口教育長職務代理者 簡潔に、明確に記載されていたことを報告いたします。

○森田教育長 日程第4、教育長職務代理者の指名です。事務局、お願ひいたします。

○桶本こども教育課課長補佐 先ほど、教育長よりご紹介がありましたが、宮口職務代理におかれましては、明日で任期満了ということになります。それに伴い、教育長職務代理者が不在となります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条2

項の規定によりまして、教育長に事故があるときにつきましての代理を定めなくてはならないという規定があります。教育長より、新たな職務代理者の指名をお願いしたいと思います。

○森田教育長 田中委員さんにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田中委員 はい。

○森田教育長 それでは田中委員さん、よろしくお願ひいたします。

日程第5、教育長報告をさせていただきます。

(「教育長報告」を説明)

○森田教育長 ご質問等がございましたら、お願いします。

(質問なし)

○森田教育長 それでは、所管事務報告に入ります。こども教育課長、お願いします。

○朝野課長 (議事日程資料2～12ページ及び別紙を説明)

○森田教育長 では(1)番の工事の発注状況及び進捗率について、ご質問ありませんでしょうか。(質疑なし)

次に、(2)番目、各学校での事故、不登校児童生徒数、教育支援センター利用者数について、何かご質問ありますでしょうか。(質疑なし)

次に、(3)番の第3期新温泉町子ども・子育て支援事業計画の変更について、ご質問はありませんでしょうか。村尾委員。

○村尾委員 満3歳未満の子どもが就労要件を問わずですので、お母さんが妊娠されたとか、体調を崩されたとかで申込みがあった場合、既に何人か利用されていて、枠がないと言われてしまったときに、本当に困った事例に対応できないようなことが起こり得る可能性もあるのかなと思いますが、そういう部分の規定とかがありますか。あと、費用について教えてください。

○朝野こども教育課長 こども誰でも通園制度につきましては、記載のとおりでございまして、就労用件を問わずということでございます。保護者の都合で3歳未満をこども園へ預けるという一時的保育制度がありますけども、保護者のご都合にかかわらず預けることができるのが、こども誰でも通園制度ということで、そこが違うと国は言っています。制度的には基本的に一時保育と同じ形と思っております。国が進めていますので、町も対応しないといけないので対応はしますが、基本一時保育があればサービスとして充足していると思っていますが、全国で令和8年度からこの制度を

始めます。

費用面ですが、国がまだはつきり示してくれていないです。給付制度ということで、国が定めた単価に基づいて給付を受けるということになる予定ですが、公定価格がまだ示されていません。さらに、保護者が幾ら負担するのかというところもはつきりとしていません。現在、先行自治体が取り組んでおられる事例では、時間300円の自己負担でされていますけれども、財政面については12月以降に示すということになっていますので、国が示したものを見ながら予算編成につなげていきたいと考えています。

○村尾委員 もうすぐ開始ですけど、ある程度の条件を示して広報等で皆さんにお知らせされるのでしょうか。

○朝野こども教育課長 4月から始まる制度ですので、内容が決まり次第、広報させていただくという形になります。

○村尾委員 早急にPRや周知をお願いしたいと思います。

○朝野こども教育課長 広報の件につきましては、健康課の「すこやか～に」に保健師がおります。7年度から乳児のための支援給付という制度が始まり、妊婦お一人に対して5万円、生まれた子どもに対して5万円、お一人であれば合計10万円給付する制度があり、その制度につきましては必ず保護者の方と面談する必要があります。面談の中で、妊婦や子育て世帯が受けられるサービスの説明をすることになっていまして、一時的保育事業なども含めて皆さんに周知しています。当然、一般広報でも周知はしますが、対象者に面談でサービスの説明ができるように進めていきたいと考えております。

○村尾委員 ありがとうございます。漏れがないようにお願いします。

○森田教育長 そのほかありませんか。

それでは、(4)番目、その他、学校給食の異物混入についてご質問ありますでしょうか。村尾委員。

○村尾委員 ほかの学校にも問合せをして、大丈夫だったと理解したらしいですか。

○朝野こども教育課長 各学校からはそういう報告を受けておりませんので、ないと思っております。このたびは異物混入ではありますが、給食センターの立場からいいますと、発見したときは取り除いて食べていただくというケースの事案です。本来、給食をストップするものではないですが、学校が判断されまして、給食をストップさ

れたということです。

○森田教育長 そのほか、ありませんか。次に、生涯教育課長、お願ひします。

○中尾生涯教育課長 (議事日程資料13~24ページを説明)

○森田教育長 何かご質問はありませんか。 (質疑なし)

○森田教育長 日程第6、議案第29号、新温泉町家庭的保育事業等設備運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、提案をお願いします。

○朝野こども教育課長 25ページをご覧ください。新温泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正でございます。

提案理由につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

26ページからは、改め文をつけさせていただいておりますし、28ページからは新旧対照表でございます。

34ページをご覧ください。このたびの条例改正の概要でございます。改正理由につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

2の改正する条例ということで、このたび3つの条例を一つの条例改正で行いたいというふうに考えております。第1条が、新温泉町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例、第2条が、新温泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、第3条が、新温泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということでございます。

第1条の家庭的保育事業等につきましては、子ども・子育て支援事業計画で申し上げました小規模保育事業等のように、新温泉町内にない事業でございます。小規模保育事業や家庭的保育事業などがありますが、新温泉町が認可する施設ということで、この設備及び運営に関する基準を定める条例を国の基準に基づいて定めているもので

す。
第2条につきましては、特定教育・保育施設及びということで、この特定教育・保育施設につきましては、認定こども園や幼稚園や保育所を指しており、認可は都道府県が行い、給付を受けることができる施設であるかどうかの確認を町が行っていますので、その確認を行う基準を定めています。

第3条は、児童クラブの施設及び運営に関する基準を定めるということで、町が認

可している施設がありますので、その条例ということになります。

改正内容です。（1）の児童福祉法等の一部を改正する法律関係2つでして、まず上のほうです。家庭的保育事業等及び幼保連携型認定こども園の職員等による児童の虐待に関する通報義務の創設により、児童福祉法第33条の10に第2項及び第3項が加えられることに伴い、同条の引用を第33条の10第1項ということで、2項、3項ができることによって、この第1項ということで表示を変えないといけないという改正がございます。これが、それぞれ3つの条例に関係しますので、それぞれ改正を行うというものです。

その下でございます。国の認定を受けた都道府県等においてのみ保育士と同様の業務を行うことができる資格制度の創設により、保育士の資格に言及する規定に「地域限定保育士」を併記する改正を行っております。これが第1条と第3条の条例に関係があるということで、それぞれ改正をしております。

次の（2）です。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令関係、利用乳幼児に対する健康診断の全部または一部を行わないことができる場合を追加する改正で、従来は、児童相談所における乳幼児の利用開始前の健康診断が行われた場合が、その健康診断を行わなくていいケースでしたが、それに加えて、母子保健法に基づく乳児健診が行われた場合を追記するということで、第1条の家庭的保育事業等のみの改正ということになっております。

その他、文言の修正も一部補完させていただく規定でして、4の施行期日は公布の日でございます。

新旧対照表全て申し上げませんが、28ページは家庭的保育事業等の説明及び運営に関する基準を定める条例で、第12条が法第33条の10に2項、3項が加えられた関係の改正でございます。

次に、17条につきましては、先ほどの一番下の3つの改正で、健康診断の関係の改正でございます。

23条からは、地域限定保育士の関係の改正を規定させていただいたものです。

32ページは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正で、25条が33条の10に2項、3項が加えられた関係の改正のみということで、あとは文言の修正です。

33ページが、第3条関係ということで、放課後児童健全育成事業の整備及び運営

に関する基準を定める条例、第10条関係が地域限定保育士の関係と、第12条が児童福祉法の条の改正です。説明は以上です。

○森田教育長 ご質問はありませんでしょうか。宮口職務代理。

○宮口教育長職務代理人 この条例の中に具体的に、保育士等が身体的にも精神的にも何か問題行動があったときの罰則規定が定められていますか。

○朝野こども教育課長 この基準の条例の中には罰則規定がないです。

○樹岡こども教育課参事 非違行為に関する教職員の対応ですが、参考までに、県費負担教職員に関しましては、県教育委員会でどういう行為に対してどういう処分が下ったというような参考の一覧が公表されております。それを基に懲罰委員会が開かれて処分が下っていくわけですが、就学前に関しましては、本町は認定こども園しかございませんので、県費負担教職員はいないということになります。町での責任が問われてまいりますので、全国の事例等を参考にしながら、町の懲罰関係の委員会で対応していきたいと思います。教育委員会としましては、そういう行為が行われない未然防止ということを第一に考えていかなければなりません。そのために、先ほど課長から説明のありました誰でも通園制度の導入に当たって、就学前の質の向上が全国的に重視されております。引き続き、非違行為のない園運営を行ってまいりたいと思います。

○森田教育長 そのほかございますか。（特になし）

それでは、採決に移ります。議案第29号の承認される方、挙手をお願いします。

挙手全員ですので、原案どおり可決いたします。

日程第7、議案第30号の提案をお願いいたします。

○朝野こども教育課長 それでは、議案第30号の新温泉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

提案理由につきましては、児童福祉法の改正により、乳児等通園支援事業、誰でも通園制度が令和8年度から全国の自治体で実施されます。事業実施のためには、設備や運営に関する基準を国が定める基準を基に条例で定める必要がありますので、当該規定を新たに制定するものでございます。

36ページからは条文をつけさせていただいております。45ページをお願いいたします。条例の概要でございます。制定理由ですが、先ほどの提案理由とほぼ同じ内容でございます。

2の乳児等通園支援事業の概要、事業の目的につきましては、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的としています。対象となる子どもにつきましては、保育所、認定こども園等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもです。利用可能時間は、1人当たり月10時間が上限でございます。実施事業所は、ここに記載の施設等が該当しているということです。

条例の概要です。この条例につきましては、町が施設の認可をする必要があります。町が実施しない民間の事業所の場合になります。町内ですと、明星認定こども園がされるような場合は、この基準に基づいて町が認可する必要があることになります。

第5条につきましては、一般原則ということで、利用乳幼児の人権配慮等の規定があるということでございますし、16条では、事業所の内容規程ということで事業の目的、運営方針等を具体的に規定する必要があるということです。

第20条が乳児等通園支援事業の区分ということで、2つございまして、一般型乳児等通園指定事業というものが、次の余裕活用型に該当しないものであるということ。次の余裕活用型乳児等通園支援事業につきましては、保育所、認定こども園等で施設の利用児童数がその利用定員総数に満たない場合で、当該利用定員総数から利用児童数を除いた数以下の乳幼児を対象として行うものということで、今想定しているのは、この余裕活用型で検討しているということです。

21条につきましては、一般型の設備基準ということで、2歳未満児を利用させる場合の乳児室等の設置の基準でありますし、めくっていただきまして、46ページが乳児室等の面積基準、あと満2歳児を利用する場合の保育室等の設置の基準や、保育室、遊戯室の面積基準について規定しております。

22条につきましては、一般型の職員の基準ということで、従事する職員は、保育士その他町長等が行う研修を終了した者を置かなければならぬことや、従事者の数は、乳児おおむね3人に1人以上ということで、満1歳から3歳未満については、おおむね6人に1人以上ということですし、うち半数は保育士ということと、1事業所2人を下回ることはできないということがございます。

24条は、保護者との連携について記載しておりますし、25条につきましては、余裕活用型の設備及び職員の基準ということで、こちらにつきましては、それぞれの

事業所の区分に応じまして、各認可の基準条例に定めるところを満たしていればいいということでございます。

26条につきましては、余裕活用型の準用、一般型に準用していますというようなことを規定しているということでございます。

4の施行期日でございます。公布の日とさせていただいております。本町では、令和8年4月1日から事業開始予定でございますけれども、認可については、それまでに条例制定しておく必要があるということで、公布の日ということで、12月定例会、議会定例会に条例を出しますので、それで公布されましたら執行ということを予定しております。以上です。

○森田教育長 それでは、ご質問等ありますでしょうか。（特になし）

それでは、採決に移ります。議案第30号の承認される方、挙手をお願いします。

挙手全員ですので、原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第8です。議案31号の議案につきましてお願いします。

○朝野こども教育課長 それでは、議案第31号、新温泉町立認定こども園管理規則の一部改正についてです。

提案理由につきましては、令和8年度大庭認定こども園を休園することに伴い、浜坂認定こども園の定員を増やす必要があるため、所要の改正を行うものでございます。48ページは、改め文でございます。49ページをご覧ください。新旧対照表でございます。左が現行、右が改正案ということで、真ん中の行、浜坂認定こども園の行をご覧いただきまして、保育認定児、満3歳未満、現行20人を50人に改めるものでございます。教育標準時間認定児、現行80人を50人に減らすということで、総数を減らさないような同じ体制になっていますが、人数の調整をしていきたいということでございます。

大庭認定こども園は休園でございますけれども、特に例規上、この人数をゼロとかということをしなくていいということでございますので、大庭認定こども園の定員数については、改正をしていないというところでございます。

大庭認定こども園を休園するに当たって、令和8年度の入園募集を10月に行っております。入園申込みの状況でございますけれども、浜坂認定こども園が合計135人に入園のお申込みをいただいております。保育認定の申込み状況でございますけれども、0歳児はいませんので、1歳児、2歳児、合計しまして、44人の申込みをいただ

いておるところでございます。ですので、定員が収まるように改正をさせていただいている。

教育標準認定につきましては、合計4人の申込みというところでございます。以上です。

○森田教育長 それでは、ご質問はありますでしょうか。村尾委員。

○村尾委員 浜坂認定こども園で20人が50人、教育標準80人が50人ということですけど、減らしても大丈夫っていう解釈でいいですか。

○朝野こども教育課長 今年度の利用が4人です。先ほど申し上げましたように、来年度も4人の申込みということで、利用者数は少ない状況です。

3歳以上につきましては、申込み状況が、合計、保育認定のほうは131人ですので、100人以内に収まる。3歳以上が100人以内に収まるということです。合計87人の申込みです。

○森田教育長 そのほか質問のある方はありませんか。（特になし）

それでは、採決に移ります。議案第31号の承認される方、挙手をお願いします。

挙手全員ですので、原案どおり可決いたします。

日程第9、その他、次回の日程につきまして、事務局、お願いします。

○桶本こども教育課課長補佐 次回、第12回の教育委員会の日程でございますが、12月24日水曜日、午後1時45分から多目的小会議室にて開催ということでよろしくお願いいたします。

○森田教育長 それでは、以上をもちまして、第11回新温泉町教育委員会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会 午前11時00分
